

事業用建築物における廃棄物の減量及び適正処理に関する指導要綱

平成 12 年 3 月 28 日付目地第 272 号
平成 18 年 9 月 8 日付目環ご第 176 号
改正 令和 5 年 6 月 21 日付目環り第 436 号

第 1 趣旨

この要綱は、目黒区廃棄物の発生抑制、再利用の促進及び適正処理に関する条例並びに目黒区廃棄物の発生抑制、再利用の促進及び適正処理に関する規則に基づき、目黒区内に存在する事業用建築物（以下「建築物」という。）における廃棄物の減量、再利用及び適正処理を推進するため必要な事項を定める。

第 2 対象

この要綱の対象とする建築物は、事業用途の延べ床面積が 1,000 m²以上 3,000 m²未満のものとする。

第 3 対象建築物の単位の基準

この要綱で規定する建築物は、棟を単位とする。ただし、学校、病院及び工場等、同一敷地内において廃棄物の処理及び保管が一体として行われる場合には、建築物が複数であっても一棟と見なすことができる。

第 4 対象建築物の所有者の範囲

この要綱で規定する建築物の所有者（以下「所有者」という。）とは、当該建築物にかかる民法上の所有権を有するものとする。ただし、次の各号に掲げる者は所有者とみなすことができる。

- (1) 建築物の共有者又は区分所有者が構成する管理組合の代表者
- (2) 前号の管理組合が構成されていない場合は、建築物の共有者又は区分所有者の中から選んだ代表者
- (3) 建築物の全部を賃貸その他の事由により、事実上占有している者
- (4) 建築物の所有者から、その建築物の維持、清掃業務の管理に止まらず、建築物に対する総合的な管理権限を与えられている者

第 5 所有者の責務

- 1 所有者は、再利用の促進等により、当該建築物から生ずる事業系廃棄物の減量に努めるものとする。
- 2 所有者は、責務を遂行するために、建築物 1 棟ごとに廃棄物管理責任者を 1 名選任し、その選任した日から 30 日以内に、廃棄物管理責任者選任届（別記第 1 号様式）により届け出るものとする。
- 3 所有者は、当該建築物から排出される事業系廃棄物の現況を把握するとともに、ごみ減量、再利用に関する計画を作成するものとする。
- 4 所有者は、当該建築物内又は敷地内に再利用の対象となる物の保管場所を設置するよう努めるものとする。
- 5 第 2 項に規定する廃棄物管理責任者選任届については、電子情報処理組織(区の機関の使用に係る電子計算組織と申請等をする者の使用に係る電子計算組織とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して行わせることができる。

第 6 テナント等の協力

建築物のテナント等は、自らも廃棄物の発生抑制及び適正な処理に努めるとともに、当該建築物から発生する事業系廃棄物の減量、再利用に関し、所有者及び廃棄物管理責任者に協力するものとする。

第 7 廃棄物管理責任者の役割

廃棄物管理責任者の役割は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 建築物の再利用対象物・廃棄物の発生量及び処理状況の把握
- (2) 建築物全体のごみ減量、再利用の推進
- (3) テナント・利用者への廃棄物の減量、再利用及び適正処理に関する要請
- (4) 第 2 号のための所有者への措置の要請
- (5) 目黒区、所有者及びテナント等との連絡調整

第 8 目黒区による助言及び指導の実施

- 1 第 5 の 2 の届出及び所有者が作成する第 5 の 3 の計画について、必要な助言と指導を行うものとする。
- 2 この要綱の施行に必要な限度で当該建築物に立入調査をし、指導を行うことができる。

付則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行前に東京都事業用建築物における廃棄物の減量及び適正処理に関する指導要綱（以下「都要綱」という。）により、東京都知事がした指導その他の行為（以下この項において「指導等の行為」という。）又はこの要綱の施行の際現に東京都知事に対して行っている届出その他の行為（以下この項において「届出等の行為」という。）で、施行日以降において区長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後においては、区長のした指導等の行為又は区長に対して行った届出等の行為とみなす。

3 この要綱の施行前に都要綱の規定により東京都知事に対して届出その他の手続きをしなければならぬ事項で、施行日前にその手続きがされていないものについて、施行日以後において区長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものについては、区長に対して届出その他の手続きがされていないものとみなして、この要綱の相当規定を適用する。

(残存用紙に関する経過措置)

4 この要綱の施行前に都要綱により作成された様式の様式用紙で区長が認めるものは、現に残存するものについて、所要の修正を加えたうえで、なお当分の間使用することができる。

付則

この要綱は、平成 18 年 9 月 8 日から施行する。

付則

この要綱は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。